- ◎消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例(条例第5号)
 - 1 消費者行政活性化基金条例の有効期限を平成26年12月31日まで延期することとした。 (附則第2項関係)
 - 2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。(附則関係)

- ◎国民健康保険法に基づく岩手県調整交付金の交付に関する条例の一部を改正する条例(条例第6号)
 - 1 老人保健医療費拠出金に係る市町村に対する調整交付金の特例措置の期間を延長することとした。(附則第7項、附則第8 項関係)
 - 2 施行期日等

この条例は、公布の日から施行し、平成24年度分の調整交付金から適用することとした。(附則関係)

- ◎介護業務従事者処遇改善等臨時特例基金条例の一部を改正する条例(条例第7号)
 - 1 介護業務従事者処遇改善等臨時特例基金条例の有効期限を平成26年12月31日まで延期することとした。 (附則第2項関係)
 - 2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。(附則関係)

- ◎介護サービス施設整備等臨時特例基金条例の一部を改正する条例(条例第8号)
 - 1 介護サービス施設整備等臨時特例基金条例の有効期限を平成26年12月31日まで延期することとした。 (附則第2項関係)
 - 2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。(附則関係)

- ◎自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例(条例第9号)
 - 1 自殺対策緊急強化基金条例の有効期限を平成26年12月31日まで延期することとした。 (附則第2項関係)
 - 2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。(附則関係)

- ◎子育て支援対策臨時特例基金条例の一部を改正する条例(条例第10号)
 - 1 子育て支援対策臨時特例基金条例の有効期限を平成27年9月30日まで延期することとした。(附則第2項関係)
 - 2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。 (附則関係)

- ◎緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部を改正する条例(条例第11号)
 - 1 緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の有効期限を平成30年3月31日まで延期することとした。(附則第2項関係)
 - 2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。(附則関係)